

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】2
- 一般廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局循環社会推進部施設課】3

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例の規定による対象事業の廃止の届出【環境局環境監視部環境監視課】5
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】6

北九州市告示第 388 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
709	下曾根 2 号線	前	小倉南区下曾根三丁目 2 5 4 5 番 1 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2 5 7 4 番 3 まで	16.0 ～ 18.2	21.8
		後	小倉南区下曾根三丁目 2 5 4 5 番 1 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2 6 5 9 番 1 地先まで	16.0 ～ 18.2	21.8

北九州市告示第 3 8 9 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請者

東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号
東京製鐵株式会社
代表取締役 奈良暢明

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区南二島三丁目 5 番 1 号

3 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（選別・焼却施設）

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

廃乾電池

5 申請年月日

令和 7 年 9 月 1 7 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市環境局循環社会推進部施設課

7 縦覧期間

令和 7 年 9 月 2 2 日から同年 1 0 月 2 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 7 年 1 1 月 5 日までに、上記縦覧場所に到着するように提出すること。

（１） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２） 申請者

- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 一般廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市公告第 6 8 7 号

北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定による対象事業の廃止の届出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 届出者

株式会社 M O T 総合研究所

代表取締役社長 木村俊之

山口県宇部市常盤台二丁目 1 6 番 1 号

2 対象事業の名称

響バイオマス発電所整備事業

3 廃止年月日

令和 7 年 9 月 1 日

北九州市公告第 6 8 9 号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容	購入品目及び数量	第十八わかと丸 定期検査及び補修 1 式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期間	令和 7 年 1 0 月 2 7 日から同年 1 1 月 2 8 日まで
	納入場所	渡船事業所（北九州市戸畑区北鳥旗町 1 1 番 1 号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注 1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和 5 年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した 1 件 1 6 0 万円（令和 7 年度は 1 件 3 0 0 万円）を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	（1）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 （2）総トン数が 2 0 トン以上の旅客船の中間検査または、定期検査の履行実績が過去 5 年以内にあること。 （3）自社にて、アフターサービス・メンテナンスの体制を構築し、修繕対応が可能であり、不慮の故障などが発生した場合、迅速な対応が可能であること。 （4）対象船舶を検査及び補修するために必要な建造用等の船台を自社で現に有し、その船台を当該中間検査及び補修に使用できること。 （5）検査及び補修設備（ドック等）が洞海湾へ隣接し、当該船舶の停泊場所である渡船事業所戸畑桟橋から、洞海湾外を経由せず入渠することができること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注 2）の毎日午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和 7 年 1 0 月 1 日まで（注 2）の毎日午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで	
5 入札書の受付期間	令和 7 年 1 0 月 1 0 日から同月 1 7 日まで（注 2）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同月 2 0 日午前 9 時から午前 1 0 時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和 7 年 1 0 月 2 0 日午前 1 0 時 1 0 分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	入札価格の 1 0 0 分の 5 以上の額。ただし、契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 5 以上の額。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3） 契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第 1 0 条各号のいずれかに該当する入札	
1 0 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第 3 項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義の I C カード（注 3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登	

	録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。
注1	北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
注2	この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。
注3	北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。